

6 利用取消に係る使用料の規定一覧表

草加市

| 施設名 | 利用取消に係る使用料の規定 |
|----------|---|
| アコスホール | 1. 申込日から使用日の60日前まで…使用料の25% (還付額: 使用料の7割5分の額) 2. 使用日の59日前から使用日の14日前まで…使用料の50% (還付額: 使用料の5割の額) 3. 使用日の13日前から当日まで…使用料の100% (還付額: なし) |
| 草加市文化会館 | 1. 申込日から使用日の60日前まで…使用料の25% (還付額: 使用料の7割5分の額) 2. 使用日の59日前から使用日の14日前まで…使用料の50% (還付額: 使用料の5割の額) 3. 使用日の13日前から当日まで…使用料の100% (還付額: なし) |
| 上記以外の全施設 | 使用日の7日前から取消料100%。それ以前は取消料なし。 |

越谷市

| 施設名 | 利用取消に係る使用料の規定 | |
|---------------------------------|--|--|
| 越谷コミュニティセンター | 大ホール・小ホール・展示ホール | 使用日の5か月前の日の翌日から2か月前の日の同日まで50% 使用日の2か月前の日の翌日から100% |
| | 上記以外の全施設 | 使用日の1か月前の日の同日まで50% 使用日の1か月前の日の翌日から100% |
| 越谷市中央市民会館・越谷市北部市民会館 | 使用日の19日前から前日まで50% 使用当日は100% | |
| 越谷市日本文化伝承の館 こしがや能楽堂 | 能舞台を使用する場合、申込日から使用日の2か月前の同日まで50% 能舞台を使用しない場合、申込日から使用日の1か月前の同日まで50% 上記期日後の取消しは、100% | |
| 総合体育館 | 使用日の3か月前の1日から使用日の1か月前まで30% 使用日の7日前まで50%使用日の6日前から100% | |
| 地区センター・公民館 | 使用日当日は100% | |
| 越谷市民球場・しらこぼと運動公園競技場 | 使用日の6日前から100% | |
| 上記以外の屋外体育施設・男女共同参画支援センター「ほっと越谷」 | 使用日の2日前から100% | |

八潮市

| 施設名 | 利用取消に係る使用料の規定 |
|-----------------------------|---------------------|
| 八潮市民文化会館(八潮メセナ)ホール、展示室 | 使用日の2か月前の日の翌日から100% |
| 八潮市民文化会館(八潮メセナ)ホール、展示室以外の施設 | 使用日の14日前から100% |
| 八潮市勤労福祉センター(八潮メセナ)集会室 | 使用日の2か月前の日の翌日から100% |
| 八潮市勤労福祉センター(八潮メセナ)集会室以外の施設 | 使用日の14日前から100% |
| 上記以外の施設 | 使用日の14日前から100% |

三郷市

| 施設名 | 利用取消に係る使用料の規定 | |
|---|-------------------------------|---|
| 三郷市文化会館 | ホール及びホールに付随して利用する施設 | 申込日から使用日の2か月前の同日まで50% 上記以外の取消しは、100% |
| | 上記以外の施設 | 申込日から使用日の1か月前の同日まで50% 上記以外の取消しは、100% |
| 三郷市鷹野文化センター | ホール及びホールに付随して利用する施設 | 申込日から使用日の2か月前の同日まで50% 上記以外の取消しは、100% |
| | ホール以外の施設 | 使用日の9日前から50% 使用日の2日前から100% |
| 三郷市青少年ホーム・三郷市勤労者体育館・三郷市総合体育館 三郷市立コミュニティセンター・三郷市立東和東地区文化センター 三郷市立彦成地区文化センター・三郷市立高州地区文化センター 三郷市立北公民館・三郷市立高州地区体育館・三郷市岩野木集会場 | 使用日の9日前から50% 使用日の2日前から100% | |
| 上記以外の施設 | 使用日の9日前から100% | |

吉川市

| 施設名 | 利用取消に係る使用料の規定 |
|-----|---------------|
| 全施設 | 使用日の9日前から100% |

松伏町

| 施設名 | 利用取消に係る使用料の規定 |
|---------------------|---------------------|
| 松伏町中央公民館 田園ホール・エローラ | 使用日の3か月前の日の翌日から100% |
| 上記以外の全施設 | 使用日の14日前から100% |